

○ 平成24年度 森林及び林業施策 概要

概説

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能を有する貴重な再生可能資源であり、その恩恵を永続的に享受するには森林を適正に整備・保全することが重要である。また、平成23年3月の東日本大震災により、東北地方を中心に森林・林業関係でも甚大かつ広域に及ぶ被害が発生しており、その復旧・復興に取り組むことが必要である。

I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(面的まとまりをもった森林経営の確立)

○ 地域主導で市町村森林整備計画の作成を進めるとともに、「森林管理・環境保全直接支払制度」により、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を直接支援する。

また、林道や森林作業道が適切に組み合わされた路網の整備を推進する。

○ 伐採及び伐採後の造林の届出制度等の適切な森林施業の確保に係る制度の適正な運用を図るとともに、森林資源モニタリング調査、森林簿等の森林関連情報の収集・提供を推進する。

(多様で健全な森林への誘導)

○ 育成複層林への移行や長伐期等により多様な森林の整備を推進するとともに、原生的な森林生態系、希少な生物の生育・生息地等の保全・管理を図る。

また、森林整備や海岸防災林の再生等に必要な優良種苗の安定的な生産・供給を図るとともに、無花粉スギ等の多様なニーズに対応した品種の開発等を推進する。

○ 立地条件が悪く、自助努力によっては、適切な森林整備が図られない森林等については、治山事業や水源林造成事業等の公的主体による整備を行う。

(地球温暖化防止策及び適応策の推進)

○ 「京都議定書目標達成計画」等に基づき、森林整備を着実に実施するとともに、木材及び木質バイオマス利用の取組を着実に推進する。

○ 森林吸収量の算定・報告のための基礎データの収集・分析等を行うとともに、京都議定書第1約束期間後の国際的な枠組みづくりへの参画、途上国の森林減少・劣化の防止支援等を行う。

(東日本大震災等の災害からの復旧、国土の保全等の推進)

○ 東日本大震災や台風等により被災した海岸防災林、治山施設、林道施設等の早期復旧・整備する。また、近年の集中豪雨や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、保安林の適切な管理、効果的な治山対策を推進する。

○ 松くい虫等の森林病害虫等被害対策を推進するとともに、野生鳥獣の生息状況を踏まえた効果的な野生鳥獣被害対策を推進する。

(森林・林業の再生に向けた研究、技術の開発及び普及)

○ 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」や「森林・林業再生プラン」等を踏まえ、産学官連携を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。

○ 原子力事故に伴う放射性物質による森林・木材への影響を調査するとともに、放射性物質の拡散防止・低減等の技術の検証・開発を推進する。

○ 国と都道府県が共同した林業普及指導事業を実施し、林業普及指導員の資格試験や研修を行うとともに、人材の育成段階や専門分野に応じた研修等により、人材を育成する。

(森林を支える山村の振興)

○ 特用林産物に対する消費者の信頼確保や経営の安定化を図るとともに、東日本大震災の被災地での生産再開等への支援、きのこ原木等の放射性物質の影響調査、汚染低減の技術研修等を行う。

○ 木質バイオマス利活用施設の整備等により里山林などの未利用資源の利用を促進するとともに、森林分野でのクレジット化への取組、山村振興対策、過疎地域対策等を推進する。

(国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林体験等の森林環境教育や里山林の再生等、森林の多様な利用と整備を推進する。

(国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査・技術開発や、独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じた協力を行う。
また、合法性の証明された木材・木材製品の普及拡大等により違法伐採対策を推進する。

II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

- 施業集約の促進を図るため、森林経営計画の作成、森林施業プランナーの能力向上を推進するとともに、林業機械の開発等により、低コストで効率的な作業システムの普及を推進する。

(人材の育成・確保等)

- 市町村森林整備計画の策定支援や森林所有者に対する指導等を行うフォレスター等を育成する研修を実施するとともに、「緑の雇用」により林業就業者を確保・育成し、研修・登録によりキャリア形成を支援する。
- 女性林業者等のネットワーク化を支援する等により、女性の林業への参画や定着を促進する。

III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(効率的な加工・流通体制の整備)

- 施業の集約化、低コスト作業システムの普及などにより地域における原木の流通を促進するとともに、木材加工施設の大規模化、製品の安定供給等を推進し、国産材の安定供給体制を整備する。

(木材利用の拡大)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先した木材利用を推進するとともに、低コストでの木造公共建築物の整備への支援を行う。
- 地域材を活かした製品の開発、土木用等資材の安定供給等を支援するとともに、間伐材等のバイオマス利用や木材輸出拡大に向けた戦略的な活動を推進する。

(東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用)

- 搬出間伐、路網や木材加工施設の整備等により、復興に必要な木材の安定供給を推進するとともに、被災地域における木質バイオマス関連施設の整備を推進する。

(消費者等の理解の醸成)

- 「木づかい運動」や木育、森林づくり活動等と一体となった広報や協働イベントの開催など総合的な普及啓発活動を実施する。

IV 国有林野の管理及び経営に関する施策

(公益的機能の維持増進を旨とした管理経営)

- 森林・林業基本計画に従い、民有林との連携を進め、健全な森林の整備、森林の適切な保全管理、林産物の供給、国有林野の活用等の管理経営を推進する。

(森林・林業再生に向けた国有林の貢献)

- 共同施業団地の設定や木材の安定供給体制づくり、フォレスター等の人材育成等を推進する。

V 団体の再編整備に関する施策

- 森林組合が最優先で森林経営計画の作成等に取り組むことを推進するとともに、経営の透明性の確保、基盤強化に向けた検討・指導等を行う。